

建設局	1 ア イ ウ エ オ	2 ア イ ウ エ オ	（単価契約工事について） 事業地管理工事の目的に於いて使用する材料を選定すべきもの	特殊製品組合せ費により使用した材料が維持補修の目的に於いた必要なものであるかを見たとし、第四建設事務所は、事業地管理工事（単価契約）により、特殊製品組合せ費を用いて、本設工事の際に使用する材料であるとして概本を土留めに使用している。都道建設部は、将来の都道建設及び隣接の私道との高低差処理のため概本を使用し、本設工事の際には転用するものであるとしている。しかしながら、事業地管理工事は、あくまで事業地を事業に用いるもので臨時に管理するために防塵舗装や管理舗の設置等を行うものであつて、本設工事の準備を行うものではないこと。本設工事の発注時期が未定で、道路付属物の設置場所や材料等は決定されていないこと、用地担当からの依頼は、防塵舗装と管理舗の設置のみであることから、合理的な理由なく概本を用いて都道設置までのある程度長期の排水対策を実施する場合は通常、コンクリート及び日鋼による土留め構を設置するものであり、不経済支出となつていいる。所は、事業地管理工事の目的に於いて、使用する材料を選定されたい。	第四建設事務所は、令和4年3月29日に開催した工事第一課内の課長代理会において、指橋事項の周知を行ったとともに、同年4月13日に開催した工事担当者会において、今後特殊な材料・工法を用いる場合は、これまで以上に課内で検討を行った上で採用するように周知した。
建設局	1 ア イ ウ エ オ	2 ア イ ウ エ オ	（単価契約工事について） 施工内容に於いて施工を適正に行うべきもの	第四建設事務所は、「事業地管理工事（その1）」及び「事業地管理工事（その2）」（単価契約）により、事業地の舗装や構の設置等を実施している。指示工事について見たとし、次のとおり、指示に基づき当然に必要となる作業がある。工事写真を見るとこれらの作業を行っているにもかかわらず、これらの作業の対価を支払っておらず、適正でない。	指示に基づき実施した工事作業の対価の取扱いについて、契約の相手方と協議の場を設け、未払となつていいる対価の請求の意思を確認したが、相手方に請求の意思がないため、支払うことができない。
建設局	1 ア イ ウ エ オ	2 ア イ ウ エ オ	（単価契約工事について） 施工内容に於いて施工を適正に行うべきもの	第四建設事務所は、令和4年3月29日に開催した工事第一課内の課長代理会において、指橋事項について周知を行ったとともに、同年4月13日に開催した工事担当者会において、施工内容に於いて担当、主任監督員及び工事総括担当による複数チェックを実施することとした。	第四建設事務所は、令和4年3月29日に開催した工事第一課内の課長代理会において、指橋事項について周知を行ったとともに、同年4月13日に開催した工事担当者会において、今後必要な措置を実施するよう周知した。

特殊製品組合せ費により使用した材料が維持補修の目的に於いた必要なものであるかを見たとし、第四建設事務所は、事業地管理工事（単価契約）により、特殊製品組合せ費を用いて、本設工事の際に使用する材料であるとして概本を土留めに使用している。都道建設部は、将来の都道建設及び隣接の私道との高低差処理のため概本を使用し、本設工事の際には転用するものであるとしている。しかしながら、事業地管理工事は、あくまで事業地を事業に用いるもので臨時に管理するために防塵舗装や管理舗の設置等を行うものであつて、本設工事の準備を行うものではないこと。本設工事の発注時期が未定で、道路付属物の設置場所や材料等は決定されていないこと、用地担当からの依頼は、防塵舗装と管理舗の設置のみであることから、合理的な理由なく概本を用いて都道設置までのある程度長期の排水対策を実施する場合は通常、コンクリート及び日鋼による土留め構を設置するものであり、不経済支出となつていいる。所は、事業地管理工事の目的に於いて、使用する材料を選定されたい。

第四建設事務所は、「事業地管理工事（その1）」及び「事業地管理工事（その2）」（単価契約）により、事業地の舗装や構の設置等を実施している。指示工事について見たとし、次のとおり、指示に基づき当然に必要となる作業がある。工事写真を見るとこれらの作業を行っているにもかかわらず、これらの作業の対価を支払っておらず、適正でない。

① その1契約の指示工事において、傾斜があることから、隣地へ水が流れ込まないように集水する簡易な樋として加工した硬質塩化ビニル管を設置することを指示している。事業地の管理においては、舗装の上に樋を引く場合には集水した水を地中浸透させる部分が必要となることは明らかであり、浸透ますとして目の粗い砕石を部分的に敷設する必要がある。

② その1契約の指示工事において、既設管理舗を一部取り外して設置場所を変更する内容であり、支柱を抜いて別の場所へ入れ直すことになるため、掘削等の作業が発生することが明らかである。

③ その1契約及びその2契約の指示工事において、既設管理舗の設置場所の変更等を伴うことから、②と同様に掘削等の作業が発生することが明らかである。所は、指示に基づく施工内容に於いて、支払を適正に行われたい。

第四建設事務所は、令和4年3月29日に開催した工事第一課内の課長代理会において、指橋事項について周知を行ったとともに、同年4月13日に開催した工事担当者会において、今後特殊な材料・工法を用いる場合は、これまで以上に課内で検討を行った上で採用するように周知した。

【2-エ】

道路建設部では、現場成形型の掘削の被害者誘導用プロックが経年劣化により滑り抵抗値が減少して滑りやすくなることを把握したため、令和元年度に調査を依頼した上で、各建設事務所に被害者誘導用プロックの設置状況を調査している。

南多摩東部建設事務所多摩工区については、調査委託により、令和3年2月に管内の現道被害者誘導用プロックの設置状況を把握している。工事の単価契約により、点字プロックの調査を伴っている。

そこで、指示工事における調査結果と委託による調査結果とを比較したところ、指示工事による調査結果は、委託によって把握できるものであり、単価契約工事による調査は必要なかったと認められる。指示工事金額が不経済支出となつていいる。

単価契約工事は、その指示に当たり、予算管理担当や契約担当のチェックを受けず、工区の判断で施工できるものであるため、所は、必要性を精査し適正に指示を行われたい。

第四建設事務所は、令和4年3月29日に開催した工事第一課内の課長代理会において、指橋事項について周知したとともに、同年4月13日に開催した工事担当者会において、事業地の管理について、管理対象を適正に把握し必要な措置を実施するよう周知した。

【2-エ】

道路建設部は、令和4年5月から7月までに開催した執行課長会議において、関係者に本案件を周知し、注意喚起及び再発防止を図った。

【2-エ】

建設局	1 ア イ ウ エ オ	2 ア イ ウ エ オ	（単価契約工事について） 必要性を精査し適正に指示を行うべきもの	道路管理用プロックが経年劣化により滑りやすくなることを把握したため、令和元年度に調査を依頼した上で、各建設事務所に被害者誘導用プロックの設置状況を調査している。	南多摩東部建設事務所は、令和4年4月13日に開催した工区長会において、指橋事項について周知を行い、今後の単価契約指示に留意するよう注意喚起した。
建設局	1 ア イ ウ エ オ	2 ア イ ウ エ オ	（単価契約工事について） 管理対象を適正に把握すべきもの	第四建設事務所は、事業地の舗装や構の設置等を実施している。修繕するために行つた指示工事について見たとし、舗装を実施した部分に民有地が含まれており、当該部分について所が舗装することは適正でない。	第四建設事務所は、令和4年3月29日に開催した工事第一課内の課長代理会において、指橋事項について周知したとともに、同年4月13日に開催した工事担当者会において、事業地の管理について、管理対象を適正に把握し必要な措置を実施するよう周知した。

道路管理用プロックが経年劣化により滑りやすくなることを把握したため、令和元年度に調査を依頼した上で、各建設事務所に被害者誘導用プロックの設置状況を調査している。

南多摩東部建設事務所多摩工区については、調査委託により、令和3年2月に管内の現道被害者誘導用プロックの設置状況を把握している。工事の単価契約により、点字プロックの調査を伴っている。

そこで、指示工事における調査結果と委託による調査結果とを比較したところ、指示工事による調査結果は、委託によって把握できるものであり、単価契約工事による調査は必要なかったと認められる。指示工事金額が不経済支出となつていいる。

単価契約工事は、その指示に当たり、予算管理担当や契約担当のチェックを受けず、工区の判断で施工できるものであるため、所は、必要性を精査し適正に指示を行われたい。

第四建設事務所は、令和4年3月29日に開催した工事第一課内の課長代理会において、指橋事項について周知したとともに、同年4月13日に開催した工事担当者会において、事業地の管理について、管理対象を適正に把握し必要な措置を実施するよう周知した。

【2-エ】

道路建設部は、令和4年5月から7月までに開催した執行課長会議において、関係者に本案件を周知し、注意喚起及び再発防止を図った。

【2-エ】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

61	港湾局	(リース契約について) 保守対象を適切に定めるべきもの	港湾整備部は、フアイナンス・リースにより東武高野防災総合情報システム及び映像監視制御装置用機器等の借入れ契約を締結している。保守対象について「保守対象は本仕様書で調達する全ての機器、ソフトウェアとする。」「として、仕様書では、機器の明細を見たところ、保守対象とすることがないものと認識された。部は、保守対象を適切に定められた	令和4年8月に発注した映像監視制御装置用機器の借入れ契約において、保守が必要ない機器と必要でない機器を精査の上、仕様内容に保守が必要な機器を明示した。【2-イ】
		2		
		①		
62	港湾局	(リース契約について) リース契約に関する契約目途額の積算を適切に行うべきもの	港湾整備部は、フアイナンス・リースにより東武高野防災総合情報システム及び映像監視制御装置用機器等の借入れ契約を締結している。価格等に加えて保守料に対してはリース料率を乗じて契約目途額を算定しており、適正でない。また、積算に当たっては、保守対象とすべきではないものが含まれていることから、これを除く必要もある。このため、契約目途額が過大となっており、不経済支出となっている。 難島港湾部は、フアイナンス・リースによりフアイナルサービスの借入れ契約を締結している。部は、契約目途額の算定において月額リース料と保守料を算定することで積算した方法によらず、業者からの下見積りに基づいて契約目途額を定めており、契約金額自体が妥当なものか判断できない状態となっており、 面部は、リース契約に関する契約目途額の積算を適切に行われた。	港湾整備部は、令和4年8月に新規発注した映像監視制御装置用機器の借入れ契約において、保守料を除きリース料の算定を行った。 また、保守が必要な機器と必要でない機器を精査の上、仕様内容に保守が必要な機器を明示し、機器ごとの月額保守料の見直しを確保すること算出するよう見直しを図った。【2-イ】 難島港湾部は、今後、リース契約発注の際に、月額リース料及び保守料を適正に算定するよう、改めて令和3年8月17日付けのデジタルサービス局通知文を部内関係者に周知した。 また、積算時には、課長代理や副担当による複数チェックを行い、再発防止を徹底する。【2-ウ】
		1		
		2		
63	港湾局	(リース契約について) 月額リース料及び保守料を個別に記載した内訳を契約の相手方から徴収すべきもの	難島港湾部は、フアイナンス・リースによりフアイナルサービスの借入れ契約を締結している。 ところで、部は、本契約においてシステム仕様書標準作成手順書に基づき、仕様書に「契約締結後、速やかに月額リース料及び保守料の明細を記載した賃借内訳書、月別支払依頼内訳書を作成、提出すること」と備え、再リース時には、一般にリース料が100分の1程度になる一方、保守料の増額を要求されることから、保守料の額を分けて把握しておく必要があるためである。 しかしながら、契約書添付の内訳書を見たところ、月額リース料及び保守料を個別に記載せず、これらを合算した金額が記載されており、内訳が示されていないことは適正でない。 部は、仕様書に基づき、月額リース料及び保守料を個別に記載した内訳を契約の相手方から徴収された。	フアイナンス・リース契約の仕様書に基づき、月額リース料及び保守料を個別に記載した賃借内訳書(リース内訳書)を契約の相手方から令和4年5月20日に徴収した。【1-エ】 契約締結後、速やかに仕様書に基づく必要な書類を契約の相手方から徴収するよう、チェックリストを作成した。 また、担当内で複数チェックを行い、再発防止を徹底する。【2-ウ】
		1		
		2		

64	港務局	委託内容の 変動に伴う 対価を適切 に支払うべ きもの	1 ア イ ウ エ オ	2 ア イ ウ エ ◎	東京港管理事務所は、海の森公園予定地において、樹林地の健全育成のため、樹木の間伐を行うことを目的として、間伐作業委託契約を締結している。契約発注時においては、間伐対象木の数量は、概ね算定されているものの確定数ではないため、間伐作業実施後に数量を変更して契約変更を行う必要がある。しかしながら、仕様書よりも間伐対象木の数量が増加しているにもかかわらず、受託者から承諾申請の提出を受けたことで、契約変更を行うことなく増加分の対価を支払っていないことは適正でない。所以は、委託内容の変動に伴う対価を適切に支払われたい。
			1 ア イ ウ エ オ	2 ア イ ウ エ ◎	東京港建設事務所では、高潮対策センターが所管する東京港の海岸保全施設敷地内における除草作業を委託している。ところで、契約金額を確認したところ、内訳書に記載された廃棄物処分費とされる金額を消費税等込みの契約金額（以下「契約金額（税込）」という。）の計算に当たり対象外としていた。しかしながら、廃棄物処分費は、受託者が役務提供にあたり発生した廃棄物を排出者として処分した業務に対する請求内容の内訳であり、都との間における草刈業務における役務提供の対価の一部であるため、契約金額（税込）の算定上、除外されるものではない。このため、契約金額が過少となっており、適正な支払がなされていない。
			1 ア イ ウ エ オ	2 ア イ ウ エ ◎	所は、消費税等に関する計算を正確に行い、適正な契約金額による契約を行われたい。

65	港務局	消費税等に関する計算を正確に行い、適正な契約金額による契約を行うべきもの	1 ア イ ウ エ オ	2 ア イ ウ エ ◎	東京港管理事務所は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に当たって防犯や景観の観点から問題があるため、敷地内に設置された不法放置車両を廃棄処分している。しかしながら、次のとおり、適切でない状況が認められた。 ① 車両が不法に放置されてから廃棄処分するまでに相当の期間が経過しており、この点において、お預けの管理責任を怠っていた。 ② 権利義務の帰属関係を特定することや撤去要請を行う等の必要な処置を適切に行わずに、不法放置車両の廃棄処分を行っている。 ③ 車両の状態、所有者等に関する情報、車両の廃棄処分を行う理由等、不法放置車両を発見してから廃棄処分するまでの経過を適切な書面に記録していない。 所以は、不法放置車両の取扱手続について適切に行われたい。
			1 ア イ ウ エ オ	2 ア イ ウ エ ◎	委託内容の変動に伴う対価の支払に向け、令和4年8月25日に契約の相手方と協議を行ったところ、相手方から請求しない旨回答があったため、支払うことができない。【1-エ】 令和4年8月2日に開催した東京港管理事務所臨海地域管理課長代理会議において、同様の委託契約で、委託内容の変動が生じた場合は、契約の相手方と協議の上、契約変更を行い、業務の対価を適正に支払うよう周知した。また、令和4年8月30日に開催した所内課長会において、今回の指簡内答を周知するとともに、注意喚起を行った。【2-エ】
			1 ア イ ウ エ オ	2 ア イ ウ エ ◎	令和4年9月8日に、庶務課及び高潮対策センターの関係する担当者間で調整を行い、今後は、担当者、課内職員及び課長代理による複数のチェック体制により、適正な消費税額であるか確認する旨、共有した。【2-エ】 け、令和4年10月3日に契約の相手方と協議を行ったところ、相手方から請求しない旨回答があったため、支払うことができない。【1-エ】

66	港務局	不法放置車両の取扱手続について適切に行うべきもの	1 ア イ ウ エ オ	2 ア イ ウ エ ◎	所有者の特定に努め、速やかに撤去の要請等をするとともに、対応経過を写真とともに適宜文書等に記録することとした。また、処分をする必要が生じた場合、速やかに予算措置を行うこととした。【2-ア】 また、令和4年4月12日に開催した東京港管理事務所と頭通管理課長代理会議において、迅速かつ適切な対応を行うよう周知した。【2-エ】
			1 ア イ ウ エ オ	2 ア イ ウ エ ◎	所有者の特定に努め、速やかに撤去の要請等をするとともに、対応経過を写真とともに適宜文書等に記録することとした。また、処分をする必要が生じた場合、速やかに予算措置を行うこととした。【2-ア】 また、令和4年4月12日に開催した東京港管理事務所と頭通管理課長代理会議において、迅速かつ適切な対応を行うよう周知した。【2-エ】
			1 ア イ ウ エ オ	2 ア イ ウ エ ◎	所有者の特定に努め、速やかに撤去の要請等をするとともに、対応経過を写真とともに適宜文書等に記録することとした。また、処分をする必要が生じた場合、速やかに予算措置を行うこととした。【2-ア】 また、令和4年4月12日に開催した東京港管理事務所と頭通管理課長代理会議において、迅速かつ適切な対応を行うよう周知した。【2-エ】

67	港務局	照明台帳の更新を正し、更新する事務処理手順を定めるべきもの	1 ア イ ウ エ オ	2 ア イ ウ エ ◎	東京港管理事務所は、埋立道路電気需給番号整合委託により、埋立道路について、街路灯の電気需給番号、電力メータの計器番号、引込電柱番号を確認し、照明台帳記載事項の修正を行っている。委託を行う必要があるということは、従前から、工事に伴う照明台帳の更新が行われていないことを意味するものであり、これまでの事務処理手順のまま更新を続けた場合、工事の施工に応じて記載事項が正確でなくなっていくものと推定できる。したがって、整合委託の成果物の納品後には、照明台帳の更新を正しく行えるよう事務処理手順を定める必要があるが、所は、照明台帳について何ら定めをしておらず、また、その作成や管理についても、誰が、いつ、どのような手順で行うかも定めしていない状態となっており適正でない。所以は、電気需給に係る照明台帳記載事項を正確なものである委託の効果を正しく行える事務処理手順を定められたい。
			1 ア イ ウ エ オ	2 ア イ ウ エ ◎	東京港建設事務所は、港南庁舎の廃棄物の収集運搬及び処分委託契約を複数年度契約にて締結しているが、その内訳書において、 (ア) 指定した日時が祝日等に当たり収集が不可能な場合は、原則として前日とする。 (イ) 所は、委託する廃棄物の数量等の必要な事項について、受託者に提供する。 (ロ) 所は、産業廃棄物の排出の都度、マニフェストに必要な事項を記載し、受託者に交付する。 などとしているが、委託業務について、次の点が認められた。 ① 受託者が祝日等の前日について収集運搬を行っておらず、事務系一般廃棄物及び産業廃棄物の収集回数が少ない。 ② 所が廃棄物の計量を行わず、受託者が廃棄物数量の計量としているため、代金支払の根拠となる処理数量が適正であることを確認できない。 ③ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律によれば、マニフェストは所が作成して受託者に交付すべきところ、全てが受託者によって作成されており、マニフェストが適正に交付されている。所以は、廃棄物の収集運搬及び処分に係る委託業務を適正に行われたい。
			1 ア イ ウ エ オ	2 ア イ ウ エ ◎	今後の照明台帳の正確な更新の徹底を図るため、台帳の作成・更新・廃止に係る具体的な事務処理手順を定めた「道路付属物台帳取扱要領」を令和4年8月23日付けで新たに策定した。【2-ア】

68	港務局	(廃棄物の収集運搬及び処分委託契約について) 廃棄物の収集運搬及び処分に係る委託業務を適正に行うべきもの	1 ア イ ウ エ オ	2 ア イ ウ エ ◎	令和4年度の契約において、次のとおり対応を行った。【2-イ】 ① 祝日等閉庁日の取扱いについて受託者に指示。 ② 所の担当者が廃棄物管理表の作成及び数量の記入を行い、管理表を受託者に確認させるため掲示。 ③ 所から受託者へ電子マニフェストを交付。 令和4年8月26日に、当該監査結果について、庶務課内で打合せの場を設け、周知した。【2-エ】
			1 ア イ ウ エ オ	2 ア イ ウ エ ◎	令和4年度の契約において、次のとおり対応を行った。【2-イ】 ① 祝日等閉庁日の取扱いについて受託者に指示。 ② 所の担当者が廃棄物管理表の作成及び数量の記入を行い、管理表を受託者に確認させるため掲示。 ③ 所から受託者へ電子マニフェストを交付。 令和4年8月26日に、当該監査結果について、庶務課内で打合せの場を設け、周知した。【2-エ】
			1 ア イ ウ エ オ	2 ア イ ウ エ ◎	令和4年度の契約において、次のとおり対応を行った。【2-イ】 ① 祝日等閉庁日の取扱いについて受託者に指示。 ② 所の担当者が廃棄物管理表の作成及び数量の記入を行い、管理表を受託者に確認させるため掲示。 ③ 所から受託者へ電子マニフェストを交付。 令和4年8月26日に、当該監査結果について、庶務課内で打合せの場を設け、周知した。【2-エ】

69 港務局 収集運搬及び処分委託契約について 後継車庫契約について 仕様書を通正に定めるべきもの	東京港建設事務所は、港南庁舎の廃棄物の収集運搬及び処分委託契約を単価交渉方式により契約締結している。単価交渉方式は、予定推定総金額と比較し、見積った推定総金額が最も低い者を採用候補者とし、採用候補者が提示する見積単価が、都が設定する全ての項目の予定単価を下回った場合に採用決定する方法である。 単価交渉方式による契約においては、契約の履行において、いずれか一項目でも予定数量を超過することはできず、予定数量を超える項目がある場合は契約を打ち切る必要がある。 しかし、所は、仕様書において、発注数量が予定数量に達した項目については、旨を記載する必要があるにもかかわらず、これを定めていなかった。所は、後継車庫契約について仕様書を適正に定められた。	令和4年8月25日付通知文により監査結果を所内に周知し、再発防止について関係部署に注意喚起を行った。また、令和4年8月26日に、庶務課内の打合せの場を設け、今後、後継車庫契約に係る仕様書の作成に当たり、担当と課内職員、課長代理で複数チェックを徹底する旨、共有した。 【2-ウ】
70 東京消防庁 映像位置システムについて 定期点検を仕様に定め、定期点検は実施し履行確認を適正に行うべきもの	映像位置システムについて 定期点検を仕様に定め、定期点検は実施し履行確認を適正に行うべきもの 映像位置システムについて 定期点検を仕様に定め、定期点検は実施し履行確認を適正に行うべきもの	運用所員の職員が毎週外観点検及び機能点検を実施していることから、警防課は令和4年4月から受託業者による定期点検を全ての共有装置による共有装置の修理等の機会に個別点検を実施する方法に契約内容を見直し、履行確認については、契約の仕様を基に、業者が点検結果報告書の提出を義務付けるとともに、点検から戻った共有装置の作動試験を、職員立会いのもと実施し、立会職員からの報告をもとて履行確認を行うように改めた。 【2-イ】 仕様に定めた期間内での履行については、令和4年9月7日付通知文により、受託業者に対して履行スケジュールの確認を適宜行い、進捗状況の管理を徹底するよう周知した。【2-ウ】
71 東京消防庁 映像位置システムについて 定期点検を仕様に定め、定期点検は実施し履行確認を適正に行うべきもの	映像位置システムについて 定期点検を仕様に定め、定期点検は実施し履行確認を適正に行うべきもの 映像位置システムについて 定期点検を仕様に定め、定期点検は実施し履行確認を適正に行うべきもの	運用所員の職員が毎週外観点検及び機能点検を実施していることから、警防課は令和4年4月から受託業者による定期点検を全ての共有装置による共有装置の修理等の機会に個別点検を実施する方法に契約内容を見直し、履行確認については、令和4年9月7日付通知文により、受託業者に対して履行スケジュールの確認を適宜行い、進捗状況の管理を徹底するよう周知した。【2-ウ】
72 東京消防庁 個人情報を扱う業務委託契約の管理を適正に行うべきもの	個人情報を扱う業務委託契約の管理を適正に行うべきもの 個人情報を扱う業務委託契約の管理を適正に行うべきもの 個人情報を扱う業務委託契約の管理を適正に行うべきもの	人事課は、職員採用に係るPRの実施に至る一連の活動について業務支援を委託している。このうち、庁への就職を希望する人の会員登録を受け付け、希望会への参加申込等の情報を収集し、オンライン上でデータ管理や情報発信等を行うことができるサービスでは、氏名、現住所、メールアドレス、学校情報等の個人情報を取り扱っている。 ところで、東京都個人情報の保護に関する条例及び当該契約の仕様で、再委託を行う場合は、あらかじめ受託者が庁の承諾を得なければならないとされている。 しかしながら、監査日現在、当該サービスの提供に係る再委託の承諾申請書に対して、承諾又は不承諾とする手続を怠っていることと認められた。個人情報を取り扱う業務について承諾なく再委託を行っていることは、適正でない。 前記は、個人情報を扱う業務委託契約の管理を適正に行われた。
73 東京消防庁 作業日が近い作業を委託する契約を締結するべきもの	作業日が近い作業を委託する契約を締結するべきもの 作業日が近い作業を委託する契約を締結するべきもの 作業日が近い作業を委託する契約を締結するべきもの	第七消防方面本部は、訓練場の維持管理のため、樹木の手入れ及び草刈りについて委託契約を行って見たところ、これらの契約について見たところ、どちらの予定単価も30万円未満であるため、1者のみの見積り契約とされている。 しかしながら、①せん定作業や草刈り作業は道開業を担う業者であれば、どちらでも履行が可能であること、②2つの契約は同時期であり受託業者の作業実施日が非常に近接していることから、複数のに分けて随意契約を締結する合理的理由が認められず、適切でない。 予定単価が30万円以上ならば、東京都契約事務規則に基づき、複数者による競争見積りとして、契約金額の低減が期待できるとともに、契約手続や支払に係る事務が軽減できる。方面本部は、作業日が近接している類似の作業委託を一括して契約された。

74	交通局	清掃業務委託に係る履行確認及び指定期日の変更を適切に行うべきもの	自動車部は、自動車営業所等において、日常清掃、定期清掃、特別清掃等の業務を委託している。この委託契約について、次の問題点が認められた。 ① 仕様書では、定期清掃の2か月に実施と定めている。 滋谷営業所の5月分の確認書を見たとところ、当該清掃作業の一部について、実施予定日の記載及び実施確認印の押印がされており、確認書上では清掃が行われたのか確認できないにもかかわらず、部は、履行完了したとして5月分の委託料を支払っており、適切でない。 ② 仕様書では、特別清掃のうち、年4回実施する清掃作業は、概ね4月、6月、10月、12月に実施することとされている。 南千住営業所の4月分及び6月分の確認書を見たところ、4月分の確認書には実施予定日の記載及び実施確認印の押印がされており、実際の清掃も行われていなかった。代わりの6月18日及び同月29日に清掃が行われており、年に4回行う清掃作業のうち2回が、10日間という短い間隔で行われていることが認められた。当初6月の実施としては、延期を予定していたが、6月18日の夜に所と合築されている都営住宅で火災が発生し、消火作業等により新たな汚れが生じたことから、急遽6月29日に実施したこととしている。 これらの変更は、契約の根本に係る仕様変更であり、書面により行うべきである。 しかしながら部は、6月への指定期日変更について、口頭のみで指示を行っており適正でない。この結果、変更内容を確認できる書面が残らず、4月に履行があったとする誤った履行確認が行われた。 部は、清掃業務委託に係る履行確認及び指定期日の変更を適切に行われた。
			① 履行確認時及び支払時には、実施状況と書類を整合させるため、所と部それぞれで確認を着実に行うよう徹底する。 ② 仕様と異なる期日で実施される場合は、書面による協議、承諾及び変更理由の記載などを徹底する。 自動車部は、令和4年7月28日付通知文により、各自動車営業所長宛てに今回の指摘内容及び改善事項について周知するとともに、上記①、②を徹底するよう周知し、再発防止を図った。 また、令和4年8月18日に開催した所長会において、各自動車営業所長宛てに、監査委員の講評も配布し、再発防止の取組について再度周知するとともに、局内の全部所に対しても同月9日付けで総務部が通知文及び監査委員の講評を配布し、注意喚起及び再発防止の徹底を行った。さらに、令和4年9月22日に開催した、各自動車営業所等の実務者を対象にしたした床職労役会議させた。【2－エ】

																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															</
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

水道局	工事契約に係る変更手続を適正に行うべきもの	局は、東京部水道局工事施行規程により、局における工事の施行に関する必要な事項を定めるとともに、設計変更の対象事項や設計変更に必要な手続について「工事請負契約設計変更ガイドライン」を策定している。 ① 設計内容及びガイドラインによれば、起工変更をしなければならない ② ただし、急を要する時、又は変更内容が軽微な時は、起工変更せずにより内容を後戻りした後に工事を行うことができる。変更に当たっては、受注者からの協議や発注者からの通知等は、書面により行わなければならない。 ③ ②により施工変更した場合は、速やかに起工変更の手続を行わなければならない。 ところで、中央支所が締結した工事の契約において、令和3年4月12日付けの施工変更手続が現行等に沿って行われているか見たところ、支所が施工変更の通知を行う前に工事が既に実施されており、さらには、受注者から協議書が提出されているものも含まれていないことが認められた。 支所は、規程やガイドラインに基づき、工事契約に係る変更手続を適正に行われない。
水道局	再委託の申請と承諾に当たり本来実施すべき業務を適切に進めるべきもの	建設部が締結した2件の委託契約において、受託者がそれぞれ業務の一部を再委託している。 再委託については、契約約款では「受託者は、この業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は委託してはならない」と定められており、再委託に適用される「調査・設計委託標準仕様書」では、「受託者は、再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない」と定めている。 また、再委託の申請と承諾の手続について、契約約款は「契約書に定める催告、請求、届出、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行われなければならない」と定めている。 ところで、再委託の手続について、適切に処理が行われているか見たところ、再委託の申請書が提出されておらず、部が承諾書を交付していないことも認められた。 これについて、部は、「技術者及び協力会社届出」の書面により、内部供覧をもって承諾としたしており、適切でない。 部は、再委託の申請と承諾に当たり本来実施すべき手続について、改めて部内周知し、今後の事務を適切に進められたい。

水道局	委託内容が競争入札参加者へ正しく伝わるよう適切な仕様書を作成すべきもの	立川給水管理事務所は、配水小管で発生した漏水の解消等を図るため「配水小管管内洗浄業務委託の契約」を締結している。 当該契約の委託設計に当たって、①洗浄作業が完了し通水を復旧したが生じないこと、②日常的に使用されている管であるため、短時間で作業が完了し、かつ、管内面を損傷させないこと、③地形等の影響により上下方向の湾曲が多い管に対してより効果的であることなどといった条件を備えた施工法として、アスベスト洗浄工法を選定し設計額を算出している。 また、洗浄に当たっては、水漏れが確実に除去されて、作業前の通水と比較して同等以下となっていることが履行完了の条件であるとしている。 しかし、仕様書には、上記①から③のうち気泡混入や短時間作業等に関する条件が明確に記載されていないこと、履行完了の条件が記載されていないことから、委託で求めている成果を得られない可能性があり、十分な仕様内容とは言えない状況となっている。 契約に当たって、委託内容が競争入札参加者へ正しく伝わるよう適切な仕様書を作成されたい。
下水道局	委託業務の履行実績に基づき、業務の継続を要するもの	総務部は、サーバー等の局が保有する全ての機器を対象として、サイバーセキュリティインシデントの発生を未然に防ぐとともに、発生時の被害を最小限に抑えるため、有事の支援等に関する業務を委託している。 仕様書では、「支払は、1か月を単位として、当該委託月分の翌月以降に、受託者の請求書を委託者が受理した日から30日以内に支払うものとする。1」とされており、実際の支払状況をみると、契約金額として12分割して毎月均等額としていた。 そこで、支払の根拠となる検査調書を見ると、契約書、仕様書及び完了届を提出された月と、受託者から書と月別支払金額内訳表が添付されているものの、業務の履行状況を確認できる書類は添付されていない。 ところで、仕様書では「委託者に対し演習形式等により教育を行うこと」としているが、監査日現在「9月か月分を支払っている。このことについて部は、準備や情報収集が行われているため毎月支払う必要があるとしている。しかし、実績を確認できるものがないにもかかわらず、監査日現在、技術的なことは適正でない。 局は、委託業務の対価を、業務の履行実績に基づいて支払われたい。

所は、本指橋事項を所内で引き継ぎ、仕様書の作成において当局の委託内容が適切に伝わるよう取り組んだ。局は、令和4年8月10日付通知文により、局内に対し監査結果を通知し、指橋事項の周知徹底及び注意喚起を行った。【2-エ】

総務部は、令和4年度の契約から、業務の履行状況を確認できる書類として、受託者から毎月「業務実績報告書」及び「問合せ対応履歴」の提出を受けることとした。また、技術移転業務の対価については、研修等の業務履行の確認後、実績に応じて支払うこととした。【2-イ】

局は、令和4年4月26日の庶務担当課長会において指橋内容を周知し、再発防止の徹底を図った。【2-エ】

[illegible]

【意見・要望事項】

83 福祉保健局	効率的な債権管理の在り方について（医療費等の個人未収金）	カーブス推進部では、各都立病院において困難で回収できなかった医療費等の債権や、公社化された旧都立病院の同様の債権を引き継いで滞納整理を行っている。 そこで、部が所管する債権管理について見たところ、旧都立病院の住居病院で平成17年に発生した債権61万3,120円については、部が作成した個人未収金業務マニュアルに沿って、電話催告、文書催告等を行い、平成18年11月から平成30年4月までに、現地調査を5回行っているものの、債務者不在のため直接、納入交渉が行えていない状況が認められた。 東京都債権管理マニュアルでは、自宅等への訪問催告を行うに当たって、在宅率の高い夜間や休日に催告を行うことも効果的であるとしている。 しかしながら、本債権については、休日や夜間に現地調査を行うことなく、5回のいずれの現地調査においても、平日の日中のみ行っている状況であった。 こうした状況になっているのは、部が作成したマニュアルでは、在宅率の高い夜間や休日に現地調査を行うことについて言及していないことなどによるものと考えられる。 部は、マニュアルを改訂するなど、効果的な債権管理の在り方について、検討が望まれる。	令和4年3月18日に個人未収金業務マニュアルを改訂し、夜間休日催告についての記載を追加した。 また、令和4年7月1日に作成した、地方独立行政法人化以降に使用するマニュアルにおいても同様の記載とし、費用対効果や回収見込を鑑み、夜間休日催告を実施することとした。 【二エ】 令和4年9月16日に未収金回収に係る課内会議を実施し、夜間休日催告の実施の検討について周知した。 【二エ】

【令和3年度公営企業各会計決算審査】

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項 措置区分	監査結果の要約	講じた措置の概要
84 福祉保健局	1 ア イ ク エ 2 ア イ ク エ	受贈財産評価額の勘定科目を適正に計上すべきもの	地方公営企業法施行規則によれば、寄附等により取得した資産の評価額にあっては、償却資産の場合は、負債の部の受贈財産評価額に計上し、非償却資産の場合は減価償却を行わなければならない。この部分の受贈財産評価額に計上することとしている。 しかしながら、病院経営本部（組織改正のため令和4年7月1日以降は福祉保健局所管）は、受贈財産について、布巾で代替性のない帳面で、時の経過によりその価値が減少しない資産であることから、非償却資産として固定資産台帳に登録しているにもかかわらず、負債の部の受贈財産評価額に計上していることが認められた。これにより、受贈財産評価額の負債の部・資本の部が、それぞれ80万円が過大・過小計上となり適正でない。 本部は、受贈財産評価額の勘定科目を適正に計上された。	令和4年6月23日付で、受贈財産評価額（負債）から受贈財産評価額（資本）への80万円の振替処理を行い、正しく計上されるよう修正を行った。 【一ウ】 令和4年6月29日付通知文により、寄附受贈に伴う正しい会計仕訳（償却資産と非償却資産について、現行の仕訳及び法人へ移行後の新しい仕訳）に周知を行った。 【二エ】
85 交通局	1 ア イ ク エ 2 ア イ ク エ	受取利息及び有価証券利息を適正に計上すべきもの	局は、交通事業会計、高速電車事業会計及び電気事業会計の余剰資金をまとめて運用し、利息は年度中は代表し、期間損益計算を行った上で、各会計の理預金残高割合に応じて各会計間振替を行っている。 受取利息及び有価証券利息の各会計への計上を見たところ、あん分額の計算に使用する利息総額を勘定したため、交通事業会計において受取利息及び有価証券利息が過少に、高速電車事業会計において受取利息及び有価証券利息が過大に、電気事業会計において受取利息及び有価証券利息が過少に計上していることが認められた。 局は、受取利息及び有価証券利息を適正に計上された。	語って計上されていた受取利息及び有価証券利息については、令和4年6月30日に過年度損益修正を行った。 【一ウ】 令和4年8月3日に総務部財務課決算担当による担当内会議を開催し、受取利息及び有価証券利息に係る決算処理について再確認した。 複数種額ある預金及び有価証券利息の決算額を担当者以外でも目で把握できるよう新たに決算シートを作成し、決算整理時において決算シートと予算差異の数が一致しているか、確認者による複数チェックを徹底することと再発防止に努めていく。 【二エ】

〔令和3年度各会計歳入歳出決算審査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
86	子供政策連 携室	商標権が登録漏れとなっているもの	商標権1件（子どもスマイルムーブメント）が登録漏れとなっている。	登録漏れとなっていた商標権1点について、令和4年4月1日付けで、財産情報システムに登録した。 【1－ウ】 財産主管課である企画課から各課に知し、財産の取得の際には、財産情報システムへの登録が必須であることを改めて令和4年9月9日付け通知文により周知徹底を行った。【2－エ】
		1		
		2		
87	総務局	債権が過大計上となっているもの	債権5,779万6,992円（敷金）が過大に計上されている。	令和4年10月31日、債権増減異動通知書を会計管理者へ提出し、修正手続を行った。【1－ウ】 人事課においては、敷金に係る事務手続に關し、債権として適正に管理するよう、引継事項として事務引継書類に明記し、年度をまたいだ事務手続においても処理に遺漏のないよう体制整備を行った。 また、令和4年10月11日付4総務局第389号により、公有財産増減異動通知書等の提出に係る局内の依頼文において、記載漏れ等がないよう、注意事項として明記するとともに、メール文においても監査指摘事例の紹介を行い、局内の再発防止に向け、周知徹底を図った。実施する局研修を通じて、過去の監査指摘事例の紹介を行い、局内の指導を徹底する。 【2－ウ、2－エ】
		1		
		2		
88	生活文化スポーツ局	出資による権利が登録漏れとなっているもの	出資による権利3億1,200万円（（公財）東京都スポーツ文化事業団出えん金）が登録漏れとなっている。	登録漏れとなっていた出資による権利について、令和4年8月26日に、財産情報システムに登録した。 【1－ウ】 局は、令和4年8月31日付通知文で、公有財産の増減や事項修正に係る適切な台帳整備を行うよう、改めて局内各部（所）宛て周知徹底した。特に、出資による権利については、点検チェックシートによる全件見直しを行うことで、再発防止を図った。 【2－エ】
		1		
		2		

89	都市整備局	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの	(款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 契約違約金において、調定額及び収入未済額が各242万2,209円過小に計上されている。	過小に計上されていた調定額及び収入未済額のうち、241万193円については令和4年5月10日に、1万2,016円については同年8月2日に財務会計システムにより調定登録処理を行った。 【1－イ】 移動資金貸付金業務マニュアルを改定し、調定入力及び確認作業を複数チェックすること、移動資金貸付金システム及び財務会計システムの調定額と差異がないことを毎月確認することとした。【2－ウ】
		1		
		2		
90	福祉保健局	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの	(款) 分担金及負担金 (項) 負担金 (目) 福祉保健費負担金において、調定額及び収入未済額が各216万200円過大に計上されている。	過大に計上されていた調定額及び収入未済額216万200円について、令和4年8月15日に、財務会計システムにより更正処理を行った。 【1－ウ】 過大な調定を把握していたものの、更正手続が不十分であったことから、令和4年9月2日付けで入院助産業務についての引継書を作成し、財務会計システムの更正手続について記載して、担当内で引き継ぐこととした。 【2－ウ】
		1		
		2		
91	福祉保健局	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの	(款) 分担金及負担金 (項) 負担金 (目) 福祉保健費負担金において、調定額及び収入未済額が各8万800円過大に計上されている。	過大に計上されていた調定額及び収入未済額8万800円について、令和4年6月20日に、財務会計システムにより更正処理を行った。【1－ウ】 過大な調定を把握していたものの、更正手続が不十分であったことから、令和4年9月2日付けで入院助産業務についての引継書を作成し、財務会計システムの更正手続について記載して、担当内で引き継ぐこととした。 【2－ウ】
		1		
		2		
92	福祉保健局	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの	(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金 (目) 福祉保健費国庫補助金において、調定額及び収入未済額が各118万5,000円過大に計上されている。	過大に計上されていた調定額及び収入未済額118万5,000円について、令和4年8月2日に、財務会計システムにより更正処理を行った。 【1－ウ】 令和4年9月7日付けで社会事業援助施設に係る業務の引継書を作成し、指導の主旨と複数チェックによる進捗管理が必要であることを担当間で引き継ぐこととした。【2－ウ、2－エ】
		1		
		2		
93	福祉保健局	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの	(款) 寄附金 (項) 寄附金 (目) 福祉保健費寄附金において、調定額及び収入未済額が各2,000円過大に計上されている。	過大に計上されていた調定額及び収入未済額2,000円について、令和4年7月22日に、財務会計システムにより更正処理を行った。 【1－ウ】 令和4年8月16日に、寄附事務を管理している「寄附一覽表」に、各手続の処理日等を入力し確認する欄を設け、事務の進捗状況を可視化することで、チェック機能を強化した。 【2－ウ】
		1		
		2		

94	福祉保健局	不納欠損額 に、収入未 済額が過小 計上になっ ているもの	(款) 諸収入 (項) 雑入 において、不納欠損額が9万 7,960円超えに、収入未済額が 9万7,960円過小に計上されてい る。	過大に計上された不納欠損額9万 7,960円及び過小に計上された収 入未済額9万7,960円について、 令和4年6月20日に、財務会計シ ステムにより更正処理を行った。 【1ーウ】 令和4年8月31日、不納欠損処理 手続についての引継書に指摘の主旨及び 注意点を追記し、担当内で引き継 いでいくこととした。【2ーエ】
		1		
		2		
95	福祉保健局	建物が過大 登録となっ ているもの	建物625.51㎡(石神井学園渡 り廊下ほか8件)が過大登録となっ ている。	過大に登録されていた建物につい て、令和4年9月12日に、財産情報 システムから削除した。【1ーウ】 令和4年8月16日に、財産情報シ ステムの登録内容について複数チ ェックを行う様式を新たに作成した。今 後はこの様式を使用し、再発防止を図 る。【2ーウ】
		1		
		2		
96	福祉保健局	建物が登録 漏れとなっ ているもの	建物379.81㎡(石神井学園第 2サードス機)が登録漏れとなっ ている。	登録漏れとなっていた建物につい て、令和4年7月15日に、財産情報 システムに登録した。【1ーウ】 令和4年8月17日付で「都立児 童養護施設 公有財産管理事務ステ アブル」を改訂し、公有財産を取得した 場合の注意点を記載した。【2ーウ】
		1		
		2		
97	福祉保健局	著作権が登 載漏れとな っているもの	著作権1件(ヘルプマシーナ)が登 載 漏れとなっている。	登録漏れとなっていた著作権につ いて、令和4年10月6日に、財産情報 システムに登録した。【1ーウ】 令和3年8月26日付通知文によ り、指摘内容及び適正な処理について 局内に周知徹底した。【2ーエ】
		1		
		2		
98	福祉保健局	物品が過大 登録となっ ているもの	物品2点(ハブほか1点)が過大に 登録されている。	過大に登録されていた物品2点につ いて、令和4年8月31日までに、物 品管理システムから削除した。 【1ーウ】 障害者施設推進部は、令和4年8月 30日付通知文により、指定管理者に 対して「物品の一式管理ガイド」により 十分な確認を行うように周知した。 また、指定管理者が令和4年9月 20日に全施設を対象に開催した経理 事務説明会で、部からの通知文及び 「物品の一式管理ガイド」を説明した 上で、同月28日付通知文により、改 めて同内容を全施設に周知した。 【2ーエ】 少子社会対策部は、令和4年8月 31日に物品登録についてのアピ ナルを作成し、担当内で引き継ぐことと した。【2ーウ】
		1		
		2		

99	福祉保健局	物品が登録 漏れとなっ ているもの	物品1点(洗濯機)が登録漏れと なっている。	令和4年10月31日、債権増減異 動通知書を会計管理者へ提出し、修正 手続を行った。【1ーウ】 医療収策部は、令和4年8月17日 に担当内共有を行い、指摘の主旨を周 知するとともに、債権増減異動通知書 の作成に当たって複数チェックを行う こととした。また、令和4年10月4 日付通知文により、債権を遡補なく、計 上するよう注意喚起を行った。 【2ーウ、2ーエ】 少子社会対策部は、敷金を支払った 際に債権増減異動通知書の作成が必要 な旨を担当内共有し引き継ぐことと し、令和4年8月31日に業務フロー 図を整備した(保証金)。また、事業 費の修正など、債権に影響する事例が 発生した場合には、逐次記録に残し、 債権増減異動通知書の作成時に反映さ せる旨を、令和4年9月6日に引継書 に追記した(貸付金)。【2ーウ】 障害者施設推進部は、府中療育セン ターにおいて、令和4年8月18日に 庶務担当者会を開催し、今回の指摘事 項を関係者である庶務担当職員間で共 有し、必要な手続や役割分担等につ いて確認した。本手続について遡補なく 行うよう、関係する分掌の引継書に追 記した。北療育医療センターにおい ては、令和4年8月9日に新たに「借上 住宅一階表」を作成し、債権に係る処 理が漏れることのないよう、表上に項 目を設けて管理することとした。 【2ーウ、2ーエ】 健康安全部は、令和4年8月17日 付通知文により、保証金は債権となる ことから債権増減異動通知書への計上 が必要となること、債権増減異動通知 書を提出する際には十分な確認を行 うこと等を周知した。【2ーエ】 感染症対策部は、令和4年9月13 日付通知文により、今回の指摘事項を 踏まえ、適切な会計事務処理の徹底に ついて、部内周知を図った。 【2ーエ】 総務部は、令和4年8月16日に担 当者会議を開催し、会計管理局の要領 を配布して正しい処理を確認すると ともに、主担当者と副担当者が互いに執 行状況を確認し合い、遡補なく事務を 行うことを徹底した。【2ーウ】
		1		
		2		
100	福祉保健局	債権が計上 漏れとなっ ているもの	債権3億5,637万1,572円 (保証金ほか2件)が計上漏れとなっ ている。	
		1		
		2		

101	産業労働局	収入未済額が過大計上となっているもの	一般会計（款）諸収入（項）雑入（目）納付金において、収入未済額が372円過大に計上されている。	過大に計上されていた収入未済額372円について、令和4年7月13日に、財務会計システムにより更正処理を行った。【1ーウ】局は、令和4年9月9日付通知文により局内に当該指撥事例及び適正な処理について周知した。【2ーエ】
102	産業労働局	収入未済額が過大計上となっているもの	一般会計（款）諸収入（項）雑入（目）庁舎管理費等収入において、収入未済額が3万5,191円過大に計上されている。	過大に計上されていた収入未済額3万5,191円について、令和4年7月13日に、財務会計システムにより更正処理を行った。【1ーウ】局は、令和4年9月9日付通知文により局内に当該指撥事例及び適正な処理について周知した。【2ーエ】
103	産業労働局	出資による権利が過大登載となっているもの	出資による権利9,076万633円（（公財）東京都農林水産振興財団出えん金（農家保証取得支援基金）ほか1件）が過大に登載されている。	出資による権利で過大に登載されていた2件（9,076万633円）について、いずれも令和4年7月15日に財産情報システムで修正処理を行った。【1ーウ】農林水産部は、令和4年9月2日に、出えん金に関する財産登録をする際、確認を徹底するよう部内で注意喚起を図った。また、同日に、（公財）東京都農林水産振興財団に対しても、同内容の周知を図った。局は、令和4年9月9日付通知文により局内に当該指撥事例及び適正な処理について周知した。【2ーエ】
104	産業労働局	出資による権利が過大登載となっているもの	出資による権利15万9,561円（（公財）東京都農林水産振興財団出えん金（生涯緑地買取・活用支援事業））が登載漏れとなっている。	出資による権利で登録漏れとなっていた1件（15万9,561円）について、令和4年7月15日に財産情報システムで登録処理を行った。【1ーウ】農林水産部は、令和4年9月2日に、出えん金に関する財産登録をする際、確認を徹底するよう部内で注意喚起を図った。また、同日に、（公財）東京都農林水産振興財団に対しても、同内容の周知を図った。局は、令和4年9月9日付通知文により局内に当該指撥事例及び適正な処理について周知した。【2ーエ】
105	港務局	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの	（款）分担金及負担金（項）負担金（目）港務費負担金において、調定額及び収入未済額が各21万6,882円過大に計上されている。	過大に計上された21万6,882円について、令和4年7月26日に調定額及び収入未済額の更正処理を行った。【1ーウ】令和4年8月23日付通知文により、今後は、歳入調定事務において収入科目を入念に確認すること及び会計処理にあたり複数チェックを徹底することを担当内に周知した。【2ーエ】

106	港務局	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの	（款）諸収入（項）雑入（目）納付金において、調定額及び収入未済額が各15万7,022円過大に、各20円過小に計上されている。	過大に計上された48万円について、令和4年10月4日に調定額及び収入未済額の更正処理を行った。【1ーウ】財務会計システムの正しい処理手順を経理担当内で改めて確認した。また、令和4年9月8日に当該監査結果について庶務課内の打合せの場を設け、共有した。【2ーエ】
107	教育庁	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの	（款）諸収入（項）雑入（目）納付金において、調定額及び収入未済額が各15万7,022円過大に、各20円過小に計上されている。	調定額及び収入未済額が過小に計上されていた件については、①歳入調定時、登録書・取消書について、起案文書・支出命令書及び調定登録確認書の3点の金額との整合性を複数チェックにより必ず行う。②既存のチェックリストを用いた連の処理についてダブルチェックを行う。③毎月配信される財務会計システムの「歳入予算執行状況一覧」を所管担当内で協議し、今後徹底しつつ、年度末において確実に引継ぎを行うことを確認した。【2ーウ】

債権34万5,400円（敷金）が計上漏れとなっている。	
108	債権が計上漏れとなっているもの
令和4年10月27日、債権増減異動通知書を会計管理者へ提出し、修正手続を行った。【1ーウ】	
総務部契約管理課から教育庁内関係各課及び関係事業所宛で、令和4年9月5日付通知文において、入居保証金及び敷金等に係る支出が発生した際に作成する債権管理台帳を、都度、契約管理課へ提出することを新たに定めるとともに、半期ごとの増減異動報告について契約管理課への報告を徹底するよう改めて注意喚起し、再発防止を図った。	
敷金の支出が発生した際の債権計上に係る処理基準等について、敷金に係る支出が戻込まれる各課と共通認識を徹底するため、打合せを行った。	
各年度の上半期・下半期それぞれの「公有財産、債権及び基金増減異動通知書」の提出の際に、財務会計システムでの当該期間の債権額の確認を契約管理課担当職員が行う。【2ーウ】	

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
（郵送料を含む。）

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三（三八二）五二〇一（代）

郵便番号
113-0001

